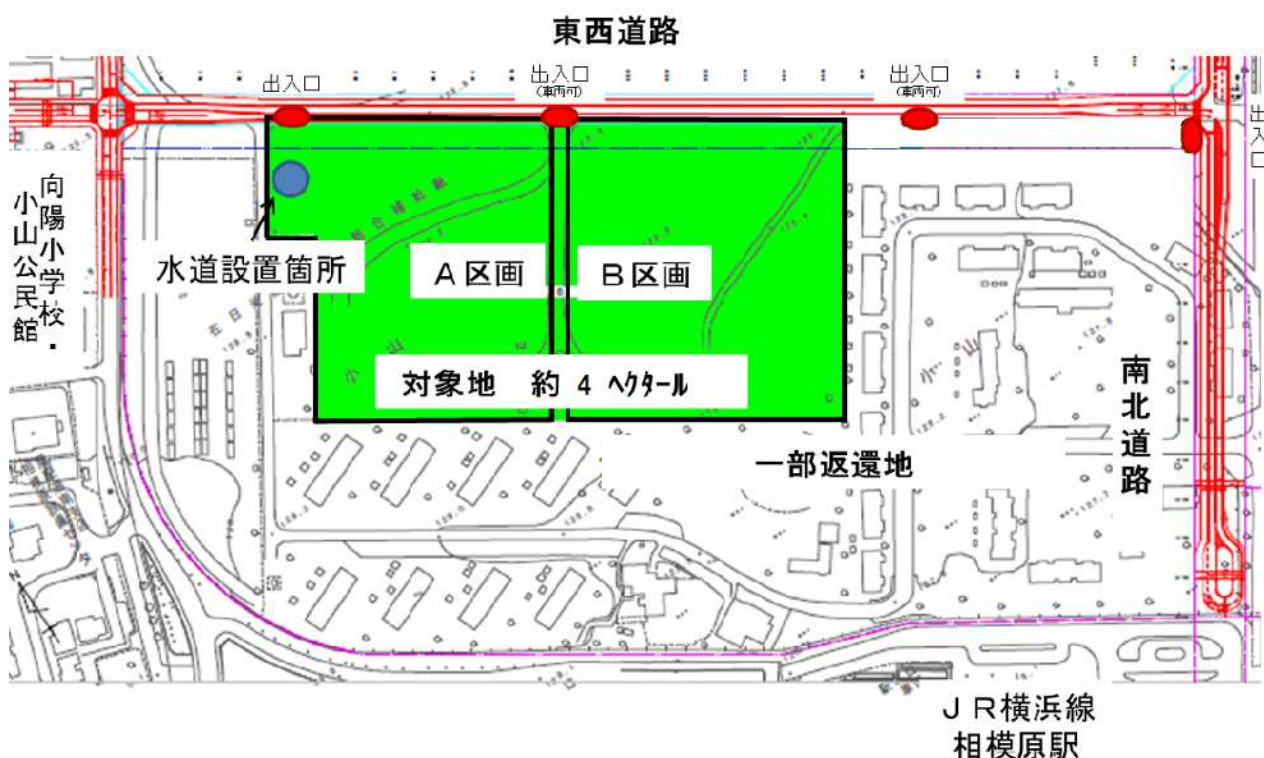


# 相模総合補給廠一部返還地の 一般使用について

一部返還地（財務省所管の国有地）のうち、更地部分（約4ヘクタール）について、一定の条件の下、防災訓練の実施やイベントの開催などに使用することができます。



- 1 用途：自治会や商店街による地域振興イベントや民間事業者等による広域的なイベント、防災訓練など
- 2 貸付料  
(1) 自治会、社会福祉協議会など自治活動や公共的な活動を行う団体は、無料で使用することができます。  
(2) その他の団体、事業者が使用する場合は有料です。  
なお、目的、内容に応じて貸付料を減額又は免除することができる場合があります。
- 3 申込方法：担当課に事前に相談の上、必要書類を添えて申込書を提出してください。  
(利用可否の判断に時間を要する可能性があるため、6か月前までにご相談ください。)

## ※必要書類

- (1) 事業計画書
- (2) 警備計画書
- (3) 収支等の計画の記載がある書類 など

4 使用制限 : 次のいずれかに該当する場合は、使用することができません。

- (1) 広く一般市民が利用すると認められないとき。
- (2) 市民の福祉向上に寄与しないと認められるとき。
- (3) 市の関与(市の共催・後援等)が認められないとき。
- (4) 対象地及びその周辺において公の秩序を害し、又は善良な風俗を乱すおそれがあると認められるとき。
- (5) 対象地の施設、附属設備等を損傷し、又は滅失するおそれがあると認められるとき。
- (6) 火気を使用し、又は臭気、騒音等を発生させる器具を使用する場合であって、これに対する対策が十分でなく、他の利用者や一般市民に危険が及ぶおそれがあるとき。
- (7) 近隣住民の迷惑となり、又は危険が及ぶおそれがあるとき。
- (8) 申込者が、相模原市暴力団排除条例に規定する暴力団員等又は暴力団経営支配法人等と認められるとき。
- (9) 宗教団体の行う布教目的の祭礼、集会等に該当するとき。
- (10) 前各号に掲げるもののほか、対象地の管理上支障があると認められるとき。

※他にも使用することができない場合があります。詳しくはお問い合わせください。

#### 5 その他

- (1) 国有地であることから上記にかかわらず使用目的や内容により、国から使用が許可されないことがあります。
- (2) 上水道の使用に当たっては、別途、申込者により水道局への手続が必要になります。また、水道使用料をご負担いただきます。
- (3) 対象地にはトイレ、汚水排水設備、電気や通信線の引込設備がありません。
- (4) 対象地は天候により突風が吹くことがあります。搬出入や設置作業に当たっては十分に注意してください。また、設置後は速やかに物品等をしっかりと固定してください。

#### 【参考：貸付料（令和7年度）】

令和7年4月1日～令和8年3月31日

区分	面積	貸付料（1日あたり）
A面	19,595.00 m <sup>2</sup>	292,600円
B面	21,730.00 m <sup>2</sup>	324,500円
A面+B面	42,376.21 m <sup>2</sup>	632,500円

詳細は、下記までお問い合わせください。

#### 相模原市

担当課 : 環境経済局 環境部 公園課

相模原市中央区中央2丁目11番15号

電話 : 042(769)8243

FAX : 042(759)4395

E-Mail : kouen@city.sagamihara.kanagawa.jp